

社会福祉法人朝来市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会定款第2条に規定する事業を行うため、理事、監事、評議員、社協委員、部会及び委員会の委員（以下「役員等」という。）の活動に要する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(支払方法)

第3条 年額で支給する役員等の報酬は、在職の期間中に支給し、支給日は別に定める。ただし、就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬は、1カ月分を支給する。

2 費用弁償は、活動等に要した日数により計算した額を支給する。

3 前項に規定する費用弁償は、1日の勤務が4時間に満たない場合においては、半額とする。ただし、朝来市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に日額を支給する必要があると認めた場合は、この限りではない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、交付の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 この規程は、平成27年7月31日から施行する。

1. 改正後の報酬及び費用弁償に関する規程に関する規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 この規程は、令和元年11月1日から施行する。

5 この規程は、令和2年4月1日一部改正。

6 この規程は、令和5年4月1日一部改正。

<別表第1> 報 酬

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の第1条関係の役員

役員区分	報 酬 額
理 事 (会長)	報 酬 (年額) 660,000円
〃 (副会長)	〃 240,000円
理 事 (上記以外の理事)	〃 120,000円
監 事	〃 120,000円

<別表第2> 報 酬

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の第1条関係の委員

委員区分	報 酬 額
社協委員	報 酬 (年額) 12,000円

<別表第3> 費用弁償

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の第1条関係の部会及び委員会の委員

支給区分	費用弁償額
定款第23条に定める役員	役員等旅費規程第16条第2項に定める額
定款第33条に定める部会及び委員	費用弁償(日額) 6,000円 (4時間未満) 3,000円
定款第9条に定める評議員	費用弁償(日額) 6,000円 (4時間未満) 3,000円